

「タケダ・赤い羽根広域避難者支援プログラム(活動助成)受配申請書」 提出要領（平成 30 年度募集分）

この配分金は、東日本大震災による広域避難者の方々を支援するプログラムとして、武田薬品工業株式会社のご支援により中央共同募金会が寄託を受け、県内各地で広域避難者のための支援活動を行う法人・団体（以下、「団体」という。）を対象に資金面でのサポートをするものです。

なお、当プログラムの申請の受け付け、配分金の交付は、愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）が行います。

1 対象団体

配分の対象となる団体は、以下の（１）から（８）までをすべて満たす団体とします。

- （１）営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う非営利団体であること。（法人格のない任意団体も可）
- （２）愛知県内に所在する団体であって、かつ、愛知県内で継続的な活動を行っていること。
- （３）団体の定款または会則・規約等、前年度の事業報告書、決算書、今年度の事業計画書、予算書を作成していること。
- （４）配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- （５）申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- （６）経営の基礎、管理の状況に信頼性があり、地域住民から信頼されていること。
- （７）団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- （８）市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

2 対象事業

（１）対象とする事業

愛知県内で実施する東日本大震災における広域避難者を支援する活動

※ 「広域避難者」とは、東日本大震災の被災地から長期にわたり愛知県内等に避難されている方を指します。

〈活動の例〉

- ・ 広域避難者の悩みを聞くサロン活動
- ・ 広域避難者同士または避難者と地元住民との交流会
- ・ 食事やお見舞い品等の配布を通じたニーズの聞き取り・訪問活動
- ・ 広域避難者への情報提供活動 など

(2) 対象とならない事業等

ア 対象とならない事業

- ・東日本大震災の被災地における復興支援活動
- ・現在、東日本大震災被災地で暮らしている被災者を、保養などの目的で一時的に愛知県に招待する事業
- ・構成員の互助共済のみを行うもの
- ・営利のために行っていると見なされるもの
- ・国または地方公共団体等の責任に属すると見なされるもの
- ・その他、本会において不相当と認めたもの

イ 対象とならない経費

- ・団体の運営に係る管理経費
- ・団体の本来の活動に関する人件費
- ・団体の運営上必要な機器や備品等の購入費
- ・団体の事務所の借り上げ代、補修・改修費、光熱水費
- ・その他、本会において不相当と認めた費用

3 対象事業実施期間

次の①、②のいずれか1つの期間内に実施完了する事業

①「平成30年度（平成30年11月～平成31年3月）」

②「平成31年度（平成31年4月～平成32年3月）」

4 配分申請額

1団体につき概ね10万円以上30万円以内（万円単位）

事業に必要な額をご申請ください。

5 申請書類の提出

様式「タケダ・赤い羽根広域避難者支援プログラム(活動助成)受配申請書」(以下、「受配申請書」という。)をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。(郵送可)

6 受配申請書の受付期間

平成30年6月1日（金）～平成30年7月17日（火）[必着]

7 配分の決定までの流れ

(1) 本会から中央共同募金会への申請及び審査結果

受配申請書をもとに本会において審査後、中央共同募金会へ申請します。(8月上旬)

中央共同募金会から本会に審査結果の連絡の後、本会から団体へお知らせします。

(10月予定)

(2) 配分の決定

配分が決定した団体に、「配分金の決定について」の書類（以下、「配分決定通知書」という。）を交付いたします。なお、配分決定通知書の交付予定月は、上記「3対象事業実施期間」により異なります。

対象事業実施期間	配分決定通知書の交付予定月
平成30年度（平成30年11月～平成31年3月）	平成30年10月
平成31年度（平成31年4月～平成32年3月）	平成31年4月

8 注意事項

- (1) 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手した場合は、配分決定を取り消します。
- (3) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- (4) 本会へ提出した受配申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (5) 他の助成団体への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (6) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

9 受配申請の取り下げ

やむをえず、受配申請を取り下げる場合には、速やかに本会へご連絡ください。

10 提出先、問合せ先

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

社会福祉法人愛知県共同募金会

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529

11 その他

本プログラムは、今回の募集をもって終了いたします。